

浜松市防犯カメラ撮影範囲にかかる基準

(趣旨)

第1条 この基準は、浜松市防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項第2号に定める防犯カメラの撮影範囲の基準について必要な事項を定めるものとする。

(撮影範囲)

第2条 防犯カメラの撮影範囲は、次に定めるいずれかの範囲に該当し、かつ、補助対象者が、地域の防犯パトロール活動等を通じて犯罪発生の危険性が高いと判断した範囲であること。

- (1) 建物や構造物等により周囲からの視線が遮られる範囲
- (2) 住宅地から遠く、周囲からの視線が届かない範囲
- (3) 不特定多数の人間が集まり、住民による監視が困難な範囲
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める範囲

2 補助対象者は、当該補助金の交付申請前に、防犯カメラの撮影範囲について管轄警察署に相談しなければならない。

附 則（令和7年4月1日施行）

この基準は、令和7年4月1日から施行する。